

報告第16号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

専決第1号

四條畷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

四條畷市空家等対策協議会条例の一部を改正することについて、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月25日

四條畷市長 東 修 平

四條畷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

四條畷市空家等対策協議会条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改める。

第4条第1項中「法第7条第2項」を「法第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。